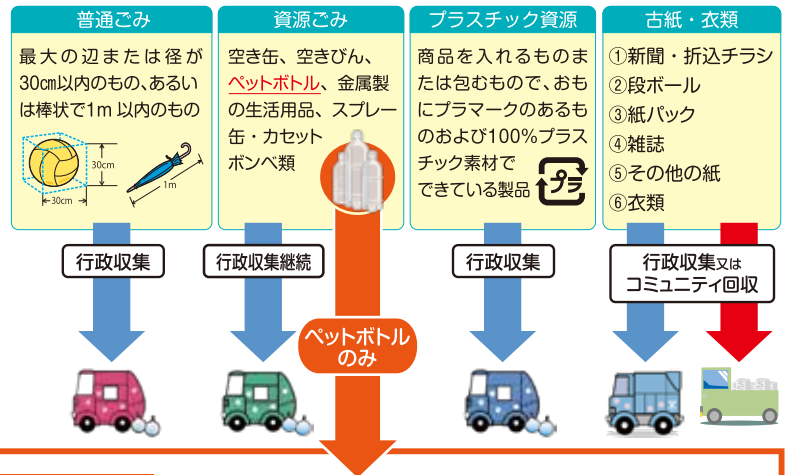


みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクト (新たなペットボトル回収・リサイクルシステム)

現在、大阪市が「資源ごみ」として収集している家庭から排出される“ペットボトル”について、本取組を実施していただく**地域活動協議会等**(原則、小学校区単位)の**地域コミュニティ**と**参画事業者**が、連携協働して回収する活動です。

※空き缶、空きびん、金属製の生活用品、スプレー缶・カセットボンベ類はこれまでと同様に大阪市が「資源ごみ」として収集します。



ペットボトルの分別方法

- ①「キャップ」と「ラベル」をはずしてください
- ②中身を出してさっと水洗いしてください
- ③できるだけつぶして、中身の見えるごみ袋に入れてお出ください



※キャップの下についているリングは外さなくても大丈夫です
※「キャップ」と「ラベル」はプラスチック資源収集にお出ください

ペットボトルの出し方

みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクト
参画事業者が回収



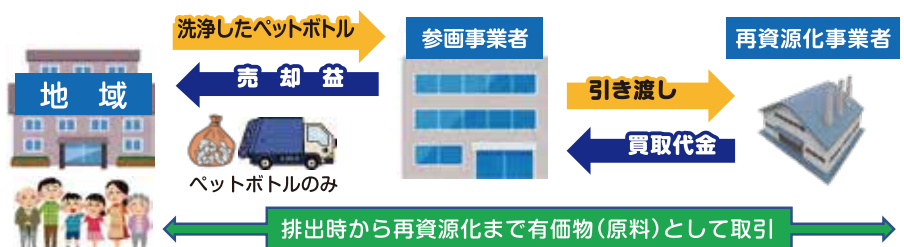
ペットボトルのみ
“行政収集と区分する”

大阪市の「ごみ収集がない曜日」や「古紙・衣類」「普通ごみ」の収集曜日を「地域回収曜日」として指定する等

※資源ごみ収集はこれまでと変わらず、収集します。

みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクト

地域活動協議会等(原則、小学校区単位)の地域コミュニティと契約した参画事業者がペットボトルを「有価物」として回収し、再資源化事業者へ直接引渡すことで、そこで得た買取代金から参画事業者の回収経費等を差し引いたものを地域コミュニティへ売却益として還元します。



Q 資源集団回収で取り組むことはできるの?

A 資源集団回収では取り組むことができません!ペットボトルは、古紙・衣類等と異なり、廃棄物処理法上における「専ら再生利用の目的となる廃棄物」とならず廃棄物に分類されますが、この取組では、事業者が経済合理性に基づいた適正な対価をもって、地域コミュニティと有償で売買契約を締結することを条件としていることから、ペットボトルを廃棄物ではなく「有価物」として取り扱います。

なお、この取組は地域活動協議会等(原則、小学校区単位)の規模で活動する必要があります。